

No. 39
昭和63年 新年号

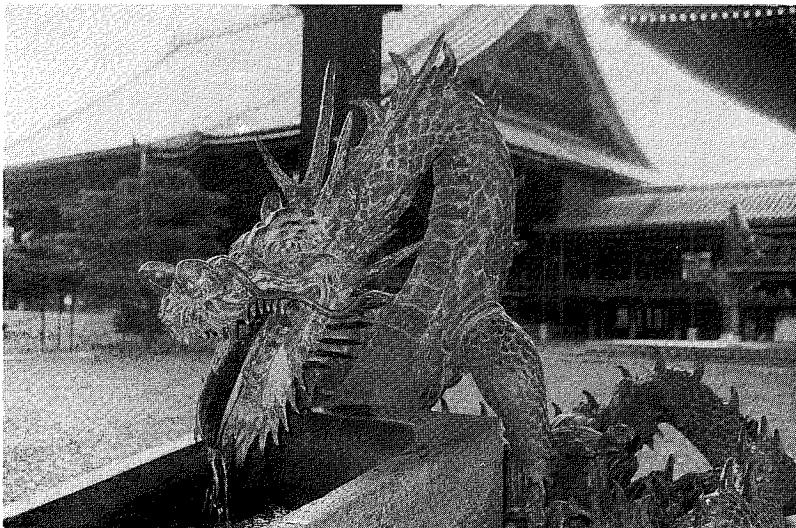
診断京都

(題字 橋口会長筆)



このパンフは(社)中小企業診断協会京都支部が発行しております

京みどころ



た つ

鳥丸七条上る、東本願寺境内の手水屋形（みてずやかた）の造り物を撮った。
今年の干支（えと）の辰にちなんで数多い京都市内の社寺中でも大きさ、形、等
でこれ以上のものは見当らないようだ。

(中野善蔵、理事)

目 次

〈京みどころ〉(1)
〈あいさつ〉	63年新春を迎えて.....(2)
〈提言〉	「自立型人間」が求められている.....(2)
〈資料〉	'88企業経営パズル(3)
〈論文〉	リスクへの備え——損保あれこれ——.....(4)~(7)
〈隨筆〉	それでも私は山に登りたい.....(8)~(9)
〈京都支部だより〉(10)
〈会員の頁〉(11)
〈企業の頁〉(12)



☆社団法人中小企業診断協会京都支部は、中小企業診断士で作っている団体で、京都府内の各分野で活躍している約100名の診断士が加入しています。

☆中小企業診断士とは、通商産業大臣の認定を受けて登録している、わが国唯一の公的資格を有する経営コンサルタントです。

あいさつ

63年新春を迎えて

中小企業診断協会京都支部

支部長 黒川倉市

明けまして、おめでとうございます。年頭に当たり、まず皆様方のご健勝とご多幸を心からお喜び申し上げます。

平素当京都支部の運営につきましては、格別のご指導、ご協力を賜り、お陰で昨年も又極めてスムーズに進めることができました。ここに厚くお礼申し上げます。

さて、この1年を顧みまして、当支部事業活動のうち特筆すべきことは、ご承知の如く中小企業診断士登録制度改正による62年度からの認定資格に係る新規・更新登録手続に関する政府受託業務を新たに分担することになり、責任の重さとともに協会存立の重要性を痛感している次第であります。

又例年の如く中小企業診断士に課せられた法定研修の実施をはじめとし、会員の見識を高め資質の向上に資するための諸行事を幅広く進めてまいりましたが、その事業活動は逐年ますます活発化しております。

今春には「企業は今何を望んでいるか」をテーマに、パネルディスカッション開催計画の実施が予定されていますが、諸先生方多数ご参加の下に活発な討議が展開され、所期の成果を収め得るようご協力をお願い申し上げます。

次に昨年もまた京都市並びに関係機関から6年連続経営調査業務の委託を受けました。ご当局に対し深く感謝申し上げますとともに、調査内容を一段と充実すべく努力を重ねたい所存であります。

さらに公共診断機関との連携、緊密化の強化促進を図るため、このたび府・市両指導所長殿に当支部顧問としてご指導、ご支援を仰ぐことになりました。ここに併せてご報告申し上げます。

内外の情勢はまことに多事、中小企業の行方には実に険しいものがあります。私ども中小企業診断士はその使命を十分に自覚し、的確に対応しなければなりません。

今年もまた、格別のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

提言

「自立型人間」が求められている

原 納 昭

いままで各企業はその成長発展のために、社員に対し会社への忠誠心と帰属意識をひたすら求めてきました。管理職のリーダーシップ、目標管理、小集団活動等手段は異なっても会社中心人間を求めてきたといえます。ところが本格的な高齢化・定年延長に対処するために今企業が取り始めた対策の中で、最も注目すべきことは従業員に「自立型人間」になることを求め始めてきたことです。

最近目にした書籍によると、ある調査機関が企業に「これから時代に求められるサラリーマン像は?」というアンケートをした結果の要約は次のようになっています。

- ① 変化に対応できる柔軟性を持つ
- ② 外部にも通用する幅の広さと専門性を身につける
- ③ 会社人間でなく仕事人間になる
- ④ 会社依存は駄目、自立自助の精神が必要
- ⑤ 家庭では地域社会との交流を深める

とくに注目されるのは③、④、⑤です。近来女性の社会進出が急速に進行してきて、妻や母の役割の他に社会人としてのアイデンティティの確立を目指しています。急速なスピードで襲って来る高齢化社会(ぼけ、ねたきり等)への対応は今までの家庭内(妻、娘、嫁)の対応限界を超始めようとしています。

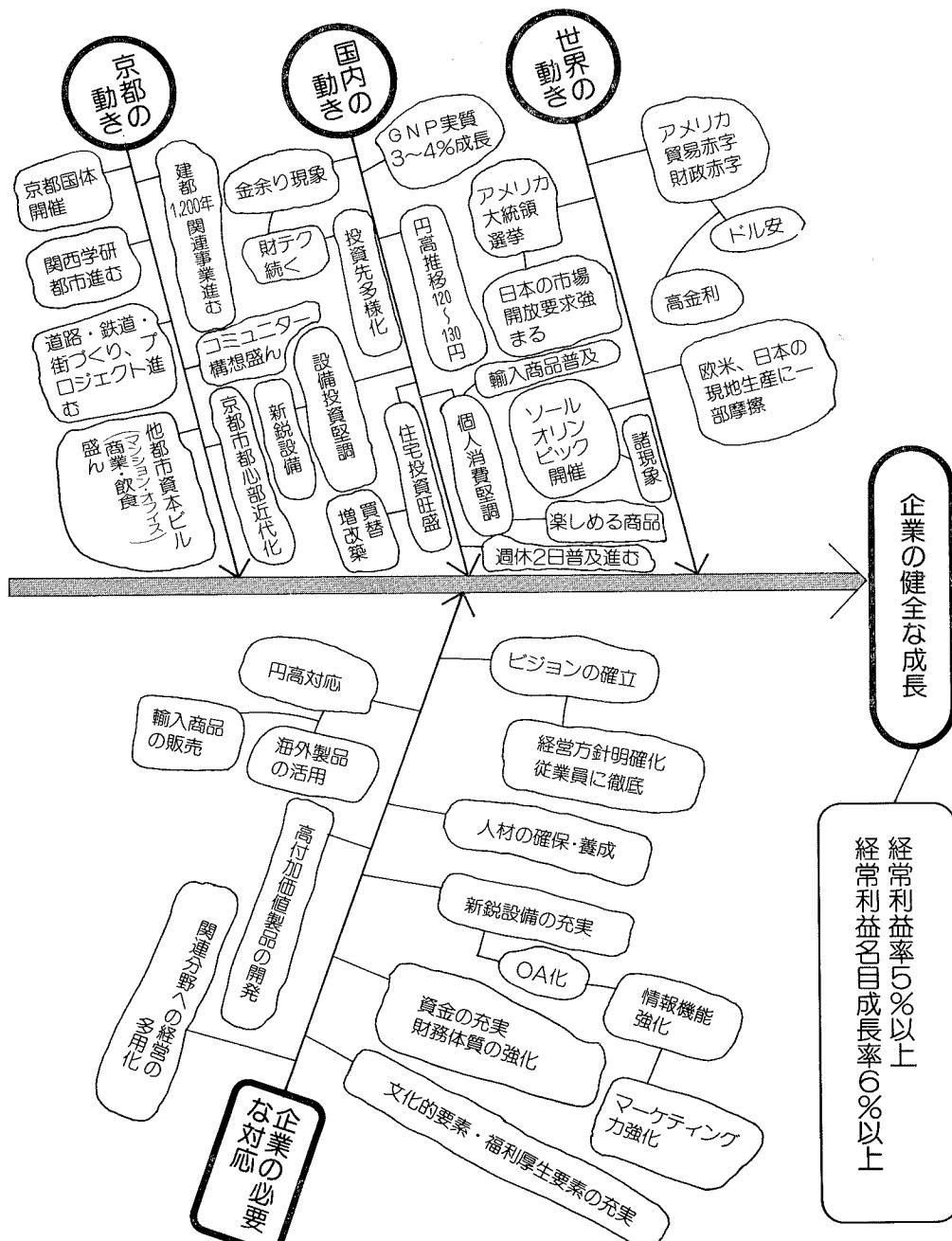
家庭内はもちろん、地域での相互援助や行政への働きかけに男性がより積極的に協力せねばならぬようになりました。こうした変化に傍観的でなく自分自身の生涯設計を見直し、家庭生活を家族と共に分かち合うことによって本来の人間性を回復する糸口とができるでしょう。すなわち、「なによりも男性たちは自分自身のために「自立型人間」に変わることを求められているようです。これが「粗大ゴミ」の汚名を返上することができる機会になるかもしれない。(理事)

資料

'88企業経営パズル

奥 平 恒 己

企業の健全な成長をめざして、世界の動き、国内の動き、京都の動き、そして企業の必要な対応を大骨にして特性要因図式にパズル（考え方）をまとめてみました。大局的かつ的確に経営環境を把握し、それに適合する適正な目標設定と必ず実現するといった力強い実践、そして変化に柔軟に対応するスタンスが今年の企業経営にとって肝要でしょう。



(副支部長)

私達は日常生活で絶えず事故や災害を見聞きし、また自分自身が被災したり、加害者となることもあります。個人が安心して経済生活を営み、企業が安定した経営を維持しようとする限り保険を利用せざるを得ないと云える。私がかつて企業に在職中、保険業務にも携わった経験と知識を中心に、損害保険の一端を述べさせていただき、諸先生方自身のリスク対策や、診断指導される企業のリスク管理に関し、少しでもご参考と知識の整理になれば幸いである。

1. 経済上の損害と保険

経済上の損害を大別すると

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 財産即ち物にかかる損害 | (3) 他人に与えた損害 |
| (2) 人にかかる損害 | (4) 費用および利益損失 |

になり、これらに対してそれぞれ物の保険、人の保険、賠償責任に対する保険、費用利益保険があり、さらに損害の補填と貯蓄を組み合わせた積立て保険がある。各種保険のうち、個人向け、または企業向けとしてつくられたものがあっても、前記(1)～(4)の同一カテゴリーに属するものは基本的に大差が無いので、個人保険を中心に記述し、あわせて隨時、企業保険に言及することとする。

2. 火災保険

損害保険の大宗として、物保険の代表的なものであるが、保険会社の保険料収入では、積立て保険や自動車保険に追い越されてしまった。住宅や家財が対象である住宅火災保険をはじめ、盗難、水害、給排水設備からの水濡れも填補する住宅総合保険、火災よりも水濡れや水濡れ被害によく利用される団地保険等がある。火災にならない風呂の空焚きによる小損害も補填されることがある。

保険金額は物件の時価額とすることが望ましく、もし時価の80%未満の付保では、半焼など部分損害の場合、比例てん補と称し、たとえ損害額が保険金額以内であっても受取保険金は実損額より少くなる。

$$\text{比例てん補計算} \cdots \text{支払保険金} = \text{実損額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{時価} \times 80\%}$$

(実損額限度)

逆に時価より多く付保しても実損額（時価が限度）しか支払われないから保険料が無駄になる。ただ時価基準の付保では全損事故の場合保険金だけで再取得できないこと、一部損害における比例てん補は顧客の納得が得にくいことなど考慮して価額協定の制度が設けられている。この制度では契約時に建物または家財について保険会社の評価した再調達価額基準で付保することにより、保険金額限度に、実損額（再調達価額とする）が支払われるのである。

住宅火災保険は地震特約を含めて契約するのが原則となっているので、これを望まないときは契約時にその旨を明示する。その場合地震が原因による火災は填補されないが、保険料が高くなること、また関西地区等は地震に対する関心が薄いこともあってその利用度は低い。火災保険は2年以上の長期契約が可能でローン付き物件の契約によく利用される。1年毎の契約よりも保険料は少くてすみ、例えば3年契約なら1年契約保険料の2.5倍でよい。ただ長期契約の場合は、年とともに物件の再調達価額が上昇して保険金額が過少になることが考えられるので、その不足分を前述の価額協定保険として1年単位の上のせ契約にすれば安心である。ローン付き物件の火災保険には、債権者の質権が設定され万一の場合は保険金から優先的に弁済されるのが通例である。

忘れ易いのに契約後の通知義務がある。これは、保険期間中に建物の増改築、15日以上にわたる修理、30日以上空家にする場合には、その旨保険会社に通知しなければならない。こ

れを怠り万一その間に事故あれば保険金の受取上トラブルを生じる。家財も建物同様かなりの金額になるもので、付保することが望ましいが、とくに高価な宝石、貴金属、美術骨とう品は契約時申し出ておいた方がよろしい。

企業向けの火災保険は、店舗、作業場、工場の建物、商品、備品、機械設備等を対象とし、職業別、作業規模などを基準に、きめ細い合理的な付保ができるように仕組まれている。

3. 傷害保険

人に係わる損害を補填するもので、日常生活におけるあらゆる面の傷害を対象とするもの、交通事故のみを対象とするもの、旅行中（国内または国外）の事故を対象とするもの、家族ぐるみを被保険者とするものなど、その種類が多い。どのような傷害でもよいというのではなく、その発生が偶然で、予知されず、突発的かつ自己の身体の外部からの作用によるもの（外来性）でなければ補填されない。死亡の場合はもとより、入院や通院に対して給付金が支払われる。よく利用されるのは入院、通院の場合であろうが、入院、通院時の補償のみの契約は不可で、必ず死亡補償と併せて契約しなければならない。

自営業の方が、病気やケガにより入院し、就業できなくなると大変である。このような場合に役立つのが所得補償保険で、免責日数を差引いた就業不能期間に対し保険金が支払われる。

企業の従業員の業務傷害を補償するものに国の労災保険があるが、給付水準は必ずしも充分とは云えない。従業員の業務災害または通勤災害で国の労災保険の給付対象となる場合、その上積みとして支払われるものに労働災害総合保険（いわゆる法定外労災保険）があり、社員の福祉対策の1つとして企業に活用されている。

4. 賠償責任保険

身のまわりにはさまざまな危険がある一方、法律上の権利意識の高まりを背景に、他人に損害を与えた場合、法律上の賠償問題が発生することが多い。この保険は個人や企業が、事故で他人の身体や財産に損害を与えて賠償することに備えるものである。

個人の賠償責任を補填するものに、一般的な補償範囲の広い個人賠償責任保険、個別的なものとしては、馴染み深いゴルファー保険がある。ゴルフによる他人や自己の傷害、道具の破損、ホールインワンの費用を補填してくれる。その他のスポーツ中の事故のためのスポーツ賠償責任保険等もある。

企業向けのものとして商店、工場、病院など一定の施設を所有して業務を行うものがその施設の事故に起因する第三者への賠償を対象とする施設所有者賠償責任保険、請負工事施行中に生じた事故を対象とする請負業者賠償責任保険、販売した商品が原因で生じた事故（例えば給食業に関する食中毒）を対象とする生産物賠償責任保険がつくられている。人命を預る医師、僅かな測量誤差でも坪単価の高い土地に係る場合多額の損害賠償になりかねない土地家屋調査士等、専門的職業者の職務遂行の事故に対する賠償責任保険はこれらの方々のリスク対策に役立てられる。

5. 自動車保険

マイカーにしろ、社用車にしろ自動車を所有するものは、自賠責保険の付保を義務づけられているが、さらに任意保険に加入するのが通例である。モータリゼーションの結果、自動車保険は飛躍的に伸びたが、反面、事故による保険金支払いも増え、保険会社としては事故処理や収支面で何かと問題のある保険である。保険の説明のまえに、自動車事故と法律上の責任について少し言及しよう。

自動車事故を起すと法律上3つの責任が問われる。1つは行政上の責任で、道交法に違反しておれば反則金や免許の停止、取消しなど公安委員会による処分をうける。2つめは、人身を傷つけた場合の刑事上の責任に係る刑法、道交法による処分で、業務上過失致死傷害として科料、罰金、禁固、徴収等をうける。3つめは民事上の責任、即ち民法、自賠法による損害賠償責任である。

ここで行政上、刑事上の責任関係はさておき、3番目の民事上の賠償責任は次の3つよりな

(6) 診断京都

る。

- (1) 不法行為責任 民法第709条（故意または過失による他人の権利の侵害）で、この場合、被害者側が加害者の故意、過失を立証しなければならない。
- (2) 使用者責任 人を使用して事業を行う者はその被用者が業務の執行中に第三者に加えた損害を賠償する義務がある。業務に対する部下の選任または監督について使用者側に過失がなかったことを立証しなければ使用者責任を免れない。
- (3) 運行供用者責任 民法特別法として民法に優先して適用される自賠法に規定されているもので、人身事故に適用される。自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行により他人の身体生命を害したときは賠償責任ありとするもので、その責を免れるには、加害者側が被害者に故意または過失のあったことを立証するを要する。これは事実上困難であり、一方被害者側は単に自動車にひかれて損害をうけた事実のみを表明すればよいので、(1)の不法行為責任（民法）に比し加害者側に厳しくなっている。即ち人をひいたら、自動車の方は責任を免れないということであり、個人も企業経営者も車の管理および運行に充分な注意を払わなければならない。このように民法よりも賠償義務を強化している自賠法に基づき自賠責任保険を強制されるが、保険金として支払われる額は必ずしも充分でない。即ち死亡に対し2,500万円、傷害に対しては120万円が限度で、とくに傷害で自由診療による入院では短期間で治療費が限度額に達し易く、爾後は加害者負担か、任意保険の給付に頼らざるをえない。任意保険は車による人、物、他人の危険を総合的に担保する保険で、家庭用業務用を問わず自家用車を対象とするものに(1)自家用自動車保険（PAP）と(2)自家用自動車総合保険（SAP）があり、このほか車の種類用途に制限なく適用される（一般）自動車保険がある。PAPは対人賠償、対物賠償、塔乗者傷害の3つの保険がセットになっており、対人賠償の示談交渉を保険会社に委任することができる。SAPはさらに車両保険をもセットされたもので、対人のみならず対物賠償の示談交渉を保険会社に依頼できる。これらは兎角感情が入り易い当事者同志の示談に比し、第三者的に合理的に、しかもスムーズに示談を運んでくれる。SAPは車両保険に、エコノミー型があり、無事故割引の進んだ人にはさほど保険料の負担増にならないので便利な保険として伸びていくと思われる。塔乗者傷害保険は運転者を含む同乗者の事故による傷害を補償するもので、これらの人にとて大切な役割を果す保険であり、充分な付保が望ましい。保険料については割引、割増の差別化がきめ細く規定され、運転者を家族に限定したり、年令区分の高い者に限定することへの割引や長年無事故を重ねた場合の優遇などが定められている。

なお対人事故では先づ自賠責保険が適用され、その補償限度を越えると任意保険が適用される関係上、両保険とも同一保険会社との契約にしておく方が何かと契約者にとっても好都合であることをつけ加えておく。

6. 費用および利益損失に対する保険

店舗、営業施設、工場などの火災により休業や操業中断に至る場合、売上減になる一方、固定費（経常費用）はあまり変わらないので経営上うける打撃が大きい。こうした休業中の費用や失われた営業利益を補填するものとして、店舗休業保険、利益保険があり、企業のリスク対策に活用されている。

7. 積立て保険

万一の場合の補償と貯蓄の機能を併せもつもので、財産の効率的な運用気運の高まりに応じて数年来、著しく伸長して来た保険である。損保会社も金融機関としての役割を一層深めている。火災保険と貯蓄の長期総合保険、交通傷害保険と貯蓄の積立てファミリー交通傷害保険がこの草分けであるが、保険種目やその内容の構成および貯蓄部分のさまざまな組合せにより、女性向け、家族向けなどその種類は増えている。

保険料は補償に対する掛け捨てになる部分と満期返戻金+配当金として契約者に還元される貯蓄部分のものからなる。

貯蓄部分としての積立て保険料の利回りは、ほぼ金銭信託など中、長期の預金のそれと大差なく、また個人契約の場合利息相当部分への課税は満期受取年度の一時所得とされ、特別控除や2分の1課税の適用がある。即ち

$$\text{一時所得の金額} = \{(満期時受取額) - (\text{支払保険料合計}) - 50\text{万円}\}$$

となり、{}の金額がプラスのときはその金額の2分の1が他の所得と総合されてその人の課税標準とされる。ただし契約時に全保険料を支払う一時払いの積立て保険については、このたびの税制改正により、期間が5年を超えるものに限って一時所得の扱いとなることとされた。従って5年以下の一時払い積立て保険は契約条件により利子課税（分離課税）の対象とされるので、契約時によく確認するのがよい。

企業においては、社員を被保険者とする積立て傷害保険を契約し、社員（および家族を含むケースもある）の死亡、傷害による保険金を弔慰金または見舞金として支給したり、積立部分を退職金の原資とするなど福利厚生に活用される例がみられる。

8. 保険と税金

(1) 個人の場合

家屋や生活用動産を保険の目的とする火災保険料についての所得控除の制度は周知のとおり。建物、家財など資産の損害、本人または親族が受取る傷害保険金（死亡を除く）、所得補償保険金は非課税である。また死亡保険金は契約者、被保険者、保険金受取人がそれぞれ誰であるかにより、相続税または贈与税の対象となる。

(2) 法人の場合

支払保険料は原則として損金となるが、積立て保険の保険料については補償部分のものは損金、積立て部分に相当するものは資産に計上する。火災保険金は益金算入されるが、固定資産については再取得すると保険差益の圧縮記帳が認められ課税が繰りのべられる。社員を被保険者とする傷害保険金や死亡保険金を法人が受取った場合、受取った法人がこれを見舞金や弔慰金として支払った場合などは細い規定があるが省略する。

9. 終りに

以上損害保険について極くあらましを述べさせていただいたが不備な点などご容赦願いたい。企業においても経営環境の厳しさ、経営形態の多様化で絶えず多くのリスクにさらされている。企業のリスクはモノ、ヒト、カネ、情報そしてこれらに係る事故や災害、賠償問題、さらに営業上の貸倒れ、新規事業や海外進出、機密保持など実にさまざまであるが、損害保険はこれら経営資源の防衛上重要な役割をもっている。税金を考えれば保険料支出も実質的には2分の1の負担と考えることができ、比較的少額の支出で万一の場合の大きな損失に備えた経営の安定化につながるものである。また従業員の福祉対策の一環としても利用でき、将来の企業発展のための無形の原動力として有効適切に活用されることが望ましい。

（会費）

次回は夏季号を8月1日付で発行予定です。

会費はもとより会員外の方からのご投稿を歓迎します。

また会員の貢や企業の夏の広告もお受けいたします。

随筆

それでも私は山に登りたい

——健康維持型・高年齢者登山のすゝめ——

高木 健次

1. 昔とった杵柄キネヅカ

◆先ず比叡山へ、次に伊吹山へ。これならいけど、北アルプス白馬岳へ連れてもらったのが、昭和23年7月。旧制中学生だった私は、白馬の大雪渓を4つ爪のアイゼンをつけて快適に登って、これが病みつきの原因となった。

◆総合制、男女共学、地域制の三原則適用により新制高校普通科に編入されても、山岳部に入った。この時代に、随分、北山を歩いた（歩かされた）のが、私の山登りの基礎になったように思われる。

比良山にもテントをかついでよく出かけた。はじめは琵琶湖側から登ったが、変化を求めて西側の坊村から入るようになった。飯ごうの中から残った飯粒を探して、溪流でアマゴを釣ってみたが、なかなかうまく釣れなかったのを想い出す。

◆大学の経済学部に入り、同時に山岳部に入部。仲間や先輩はかなりの山暦を持ち、登山のスケールも大きくなった。お蔭で、日本アルプスはアチコチに登ることが出来た。

◆7月下旬、北アルプス涸澤で一週間合宿を行ない、その後数班に分れて縦走に移る。私は、大キレット→槍ヶ岳→三俣れんげ岳→鳥帽子岳→大町の班。かなりの距離を歩き、山なみのつながり具合や有名な山々の個性がよくわかったように思う。黒部川の源流もこの時はじめて見た。

◆ゴールデン・ウイークに、上松から木曽駒ヶ岳に向い、登りでバテた記憶がある。大層疲れると判断力がぶる（狂う）のを体験した。頂上小屋は雪で埋まり、僅かに穴の道があけられて奥の一角のみ除雪されており、数人が寝られるスペースがあった。宝剣岳東面の千畳敷カールをグリセードで快適に降りたが、それから駒ヶ根までの長かったことを憶えている。（今はロープウェイがある由）

◆唐松岳、五龍岳の春山も傑作だった。八方尾根の上樺あたりに雪洞を掘り3日間住んだ。外がたとえ△15度でも、雪洞の中は0度だから、相対的に暖く感じた。一日毎に屋根（実は雪）が少しづつ下って来るのは不気味だったが、二千米あたり一面に雲海がとぎし、その上で生活しているのは、強烈な体験。たゞし、八方尾根を重いリュックをかついで滑降するには参った。一度転ぶと起き上がるのが大変だった。フウフウ言った記憶がある。

◆紡績会社に勤めるようになっても、数年間は夏になると北アルプスに登った。しかし、世帯を持つ前頃から普ツツリと止めてしまった。昭和32～3年頃であった。

2. 三千米の稜線が呼んでいる

◆昭和58年5月、会議所の仲間に誘われて大台ヶ原山へ日帰りのドライブ登山に参加。大台教会の駐車場に到着したら全くの日本晴。（日本有数の多雨地帯なのに）頂上からは、尾鷲と太平洋がすぐ下に見えた。大蛇ぐら見物なども含めて3時間程歩いた。何と素晴らしい景色かな！矢っ張り山は素晴らしい！

出っ張ったオナカをかゝえ、若い人の速い歩調に汗をかきながら、「そうだ。およそ4分の1世紀の間、三千米の稜線にはご無沙汰している」とことに気付いた。

換言すれば、「もうオレは、カンオケに入るまでの間、三千米の岩稜とは無縁になったのだ」と無意識のうちに、あきらめていたのかも知れない。

帰りの車の中で、「良かった。良い登山だった」とのヨロコビの会話が続く。それなら、比較的近くで、高い山を今夏に登ろう……となって、目標は加賀の白山（2,702m）に決った。

◆運動不足により、三十才前後からオナカが出て来た。それを恰幅が良くなつた。貫録がつい

て來た、程度に思っていた傾向がある。マージャンが好きで、徹夜でツキアッタ？ こともある。「中高年」の入口（※）の段階では未だ馬力はあったが、所謂“50のカベ”には突き当った。

経営相談関係の仕事が忙しかったこともあって、49才の折に、急性ビールス性肝炎で、生れてはじめて3週間の入院生活を経験した。その折に煙草をパツツリと止めた。この煙草は大学時代に、北ア剣岳を西面から登るべく、馬場島からアプローチした（晩秋）折にすい始めたものであった。

この入院頃から、肥満は成人病のもと、と身体で感じるようになり、次第に“オナカが出ているのは努力の不足、意志の弱さの表現に過ぎない”と考えるようになった。

そして、白山登山（後記）が終ってから、本格的に健康志向が強くなり、好きなマージャンを止めたり、ジョギングをやるように変化した。「高年齢」（※）になり、より健康に気を付けるようになってきた。

◆（※）余談になるが、わが国の法律で年齢の定義をしたものはコレしかないだろう、と思っている。他に何かの法律があれば教えていただきたい。私の用語は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第二条（定義）をうけて、「同施行規則」第一条で、高齢者の年齢を55才とする。第二条で、中高齢者の範囲を45才以上65才未満とする、……と定められていることに依っている。

3. 中高年になって復活した山歩き

◆昭和58年8月上旬：加賀白山へ

別当出合に駐車して砂防新道を登る。日照がまともとあたるようになりバテた。食事休憩の後、室堂→白山頂上→お池お花畠めぐり→室堂泊。翌日は観光新道を下りた。

この体験から、休日には3.5 km位を早朝にジョギングすることを開始した。

◆昭和59年8月上旬：木曽御岳へ

王滝口から登り、田ノ原山荘泊。剣ヶ峰から外輪山廻りをして、御岳小屋（飛彈頂上）を経て濁河温泉（岐阜県）へ下山。

日頃のトレーニングの成果が出て、好調に山歩きが出来たのは嬉しかった。

◆昭和60年8月上旬：南ア北岳へ

甲府から広河原→御池小屋泊。小太郎尾根→肩小屋→北岳頂上（展望は大変良かった）→八本歯コル（ハシゴを2つ降りた）→大樺沢を下って二俣→御池小屋泊。（午後休養）

広河原から奈良田温泉泊。念願の第二位（3,182 m）が登れて、体調も良好だった。

◆昭和61年8月上旬：北ア槍ヶ岳へ。

新穂高温泉をベースに、槍平小屋→飛彈乗越→槍ヶ岳→肩の小屋泊。大喰岳→中岳→南岳と縦走し、南沢を降りて槍平小屋へ。

◆昭和62年8月：アルプスへ行けず。（次頁4. 関連）

登山仲間は2泊3日で、白馬三山を登山（上記以外にも二千米級登山あるも省略）

4. 油断大敵、左足腓骨骨折

昨年6月、某社足利工場での企業内教育の帰りに、単独で奥日光白根山（2,577 m）に向った。日光中禅寺湖畔に投宿し、翌日、湯元→中曾根→五色山→白根山頂と、5時間コースを4時間余で登った。天候良く、尾瀬沼の畔のひうち岳の山容が目に焼きついた。

降りの緩やかな道で尻もちをつき、左足腓骨末端部骨折（後でわかったこと、その時は捻挫と思った）以後、左足をかばい5時間かゝって湯元に到着した。

山を軽く見て、4週間の業務停止？ をくらった。高い授業料であった、と思っている。

5. 今年は 何とか台湾の玉山遠征を

今年4月1日から、労働基準法の改正が実施され、その影響を受けて忙しい日程となりそうである。その合間に上手にねって、健康登山を続けたいし、それを成り立たせるための健康管理やトレーニングを積んで行かねばならない。飽く迄も予定はあるが、夏には中央アルプス空木岳から木曽駒へ。メインは10月上旬の玉山（台湾）登山になる見込み。これが“心身の張り”になっている。

（常任理事）

京都支部だより

62. 7. 28 昭和62年度京都地区登録更新研修実行委員会を支部事務所において開催し研修実行の細部を打合せた。
8. 1 「診断京都」第38号を発行し、会員並びに関係先へ配布した。
8. 6~7 昭和62年度中小企業診断士登録更新研修会を京都府立労働会館で開催し、商業部門72名、工礦業部門34名が熱心に受講した。
9. 16 62年度近畿ブロック会議が、滋賀県大津市「ホテル紅葉」で開催され、黒川支部長が出席した。
9. 16~18 62年度全国中小企業診断研究会が、同上「ホテル紅葉」で開催され当支部より黒川支部長、高木常任理事、安田理事乾会員西沢会員が出席した。
9. 30 京都市から昭和62年度「京都市中小製造業の生産性と賃金」の調査の委託を受け、受託契約をした。
10. 20 支部会員及び企業役職員の見学研修会を開催し①宝酒造㈱のオートメ生産場と同社の販売戦略などを②オムロン・カルポの都心型会員制スポーツ・カルチャースクールを実地見学した参加者30名
10. 12 京都公開経営指導協会から昭和62年度「京都市中小商業の販売生産性と人件費」の調査の委託を受け、受託契約をした。
11. 1 支部会員名簿を発行した。

なおこの間「経営診断研究会」を月例（毎月第2木曜日）開催した。

年	月	日	回	場 所	テ ー マ	参 加 者 数
62.	8.	12	32	京都府立労働会館	フリートーキング	5
	9.	10	33	"	「企業財テク」 山一証券本社 営業企画部長	11
	10.	8	34	"	「最近の金融経済情勢について」 日本銀行 京都支店次長	12
	11.	12	35	商工会議所	フリートーキング 「企業財テク」 「今後の研究会のあり方」	11

12. 10	36	立石電機 オムロン 研修セン ター	「O A化への取組 事例について」 立石電機㈱ O A室長 木津要三理事	14
--------	----	----------------------------	--	----

新年1月から、定例開催日が毎月第2金曜日に変更になります。

○会員の消息

・加入

佐藤 操 長岡京市天神4丁目3-24
長岡コード310
(勤務先：富士高工業㈱)

(他支部より移籍)

北原 秀造 長岡京市開田4-23-3ロイ
ヤルハイツ藤田102号
(勤務先：㈱日本エル・シー・
エー)

・変更

北沢 恒彦 住 所：京都市伏見区南浜西柳町
556 花柳方

金田 修 勤務 先：京都府立中小企業総合指導所
勤務先所在地：京都市下京区西七条八幡町31

塙内 長俊 勤務 先：京都商工会議所中小企業相談所 洛北支部
勤務先所在地：京都市左京区下鴨本町12-3 洛北ビル内

柴垣 秀雄 氏 名：柴垣 秀夫
田中 孝行 住 所：長岡京市神足芝本19-2
リューライフ山本506

山岡 正勝 勤務先所在地：京都市下京区中堂寺櫛笥町18番地の11 安井ビル2階

浜崎 鎮夫 住 所：向日市鶴冠井町御屋敷29-2

・脱退
伊藤 竹朗 北原 秀造 鞍掛 孝

会員の頁

謹 賀 新 年

昭和63年新春

中小企業診断士

(社) 中小企業診断協会京都支部有志

荒尾義晴 京都市下京区下魚棚通堀川西入 TEL 341-5331(代) 〒600	黒崎徳之助 京都市上京区淨福寺通下立売下る 中務町490-19 TEL 801-0501(代) 〒602	中谷弥太郎 京都市下京区東洞院通五条上る TEL 351-8449・2140 〒600
乾亮三 京都市伏見区深草大龜谷万帖敷 町130-12 TEL 642-1839 〒612	塩内長俊 京都市北区大宮玄琢磨北東町1-7 TEL 492-7044 〒603	中野善蔵 京都市上京区西日暮通丸太町下 る四丁目802 TEL 811-2750・8732 〒602
植田光雄 京都市中京区姫小路通富小路西 入菊屋町565-1 TEL 221-1218 〒604	品川弥太男 京都市左京区一条寺松原町101 TEL 721-4078 〒606	西畠好彦 京都市中京区西洞院通二条上る 薬師町652 TEL 231-5207 〒604
大木徹 京都市東山区問屋町通五条下る 3丁目 TEL 561-6171~4 〒605	柴垣秀雄 京都市北区上賀茂神田町49 TEL 781-9596 〒603	原納昭 京都市伏見区桃山町山ノ下51-29 TEL 611-9696 〒612
大幡義夫 京都市下京区黒門通五条下る TEL 351-2552・6860 〒600	高木健次 京都市北区大將軍西町80 TEL 463-8877 〒603	堀村清蔵 京都市下京区西洞院通七条上る TEL 361-4455(代) 〒600
奥平恒巳 京都市西京区大枝西新林町6-15-3 TEL 331-1204 〒610-11	城道雄 京都市右京区嵯峨野神ノ木町 20-28 TEL 881-2135 〒616	村上泰三 京都市上京区大宮通下立売上る家 永町769 TEL 841-6709 〒602
久保文男 京都市中京区室町通夷川上る鏡屋 町36の2 TEL 231-0403 〒604 TEL 222-0403 〒604	玉垣勲 京都市西京区川島尻堀町31-6 TEL 391-5963 〒615	山口敏雄 京都市左京区吉田近衛町26の62 TEL 761-1514 〒606
黒川倉市 京都市中京区丸太町通東洞院東入 る藤原ビル TEL 211-6010 〒604	中窪嘉邦 京都市右京区御室小松野町31の3 TEL 462-7497 〒616	和田忠儀 京都市下京区河原町通六条下る ワダビル TEL 351-7127 〒600

企業の貢

選ばれたコーヒー豆
力強い“看板”です

OC
OGAWA COFFEE 小川珈琲株式会社
京都市右京区西京極北庄境町20番地
電話 (075) 313-7333(代)
滋賀営業所 滋賀県野洲郡野洲町三上神守田498
電話 (07758) 8-1147(代)

京のアメ横・秋葉原

宮崎

営業品目 時計・貴金属・喫煙具・万年筆・
舶来雑貨・ゴルフ用品・電化製品
本店／二条通河原町西 ☎ 211-3408代
支店／百万辻電停東 ☎ 781-4608
支店／京都駅前近鉄百貨店内
グランマルシェ 2F

和装・洋装のブライダルコスチュームをはじめ 魅惑的なゲスト・フォーマルの衣裳を豊富に
取揃えてお待ちいたしております。



京都■京都市下京区五条通河原町西 TEL075(351)7722代 〒600
大阪■大阪市北区天神橋3丁目11-16 TEL06(351)7777代 〒530
東京■東京都港区南青山3-1-28 TEL03(402)2772代 〒107
東京都中央区銀座6-9-5 ギンザ・コマツ4F TEL03(564)2277代 〒104

小松水産株式会社経営

鮓料理

松 水
しよう すい

滋賀県志賀町北小松
(0775) 96-0251
事務所 (0775)96-0122

あとがき 62年は円高・株価暴落、地価高騰、竹下
内閣の誕生など話題の多い年でした。景
気も停滞したまま終ってしまいましたが、63年は内需主導
型の景気回復が期待されています。先行きの予測は難かしいですが、企業の体质改善のチャンスになるかもしれません。会員諸先生方のご活躍を期待いたします。よいお年をお迎え下さい。

(編集委員、奥平、高木、中野、原納)

診断京都

No.39

昭和63年1月1日発行

社団法人 中小企業診断協会京都支部
〒604 京都市中京区丸太町通東洞院東
入藤原ビル TEL(075)211-5585
印刷所 真美印刷
TEL (075)821-2136